

(写)

龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月2日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第29号

龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年龍ヶ崎市条例第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第1条関係）		別表第1（第1条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
省 略		省 略	
投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>
開票管理者	1回の開票管理につき <u>12,200円</u>	開票管理者	1回の開票管理につき <u>10,800円</u>
投票所の投票立会人	日額 <u>12,400円</u> ただし、投票立会時間が13時間未満の場合は、日額の範囲内で当該投票立会時間に相当する額	投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> ただし、投票立会時間が13時間未満の場合は、日額の範囲内で当該投票立会時間に相当する額
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> ただし、投票立会時間が11時間30分未満の場合は、日額の範囲内で当該投票立会時間に相当する額	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u> ただし、投票立会時間が11時間30分未満の場合は、日額の範囲内で当該投票立会時間に相当する額

開票立会人	1回の開票立会につき <u>10,100円</u>
選挙長	日額 <u>12,200円</u> ただし、選挙会事務にあつては1回につき <u>12,200円</u>
選挙立会人	1回の選挙立会につき <u>10,100円</u>
省 略	

開票立会人	1回の開票立会につき <u>8,900円</u>
選挙長	日額 <u>10,800円</u> ただし、選挙会事務にあつては1回につき <u>10,800円</u>
選挙立会人	1回の選挙立会につき <u>8,900円</u>
省 略	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。